

平成 29 年 7 月 定例 教育 委員会

日 時 平成 29 年 7 月 6 日 (木)
午前 10 時 00 分～

○中島委員長

それでは、皆さんご起立ください。ただいまから、平成 29 年 7 月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。それでは、教育総務課長から日程説明をお願いします。

1 日程説明

○林教育総務課長

本日は、議案 2 件、報告事項 9 件、合計 11 件となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

2 一般報告及び議案の概要説明

○中島委員長

教育長から、一般報告と議案の概要説明をお願いします。

○山本教育長

それでは、一般報告をさせていただきます。今月の 4 日から 5 日にかけて局地豪雨があり、島根県西部や九州の北部は大変なことになっております中、本県においては 4 日に午後の授業を打ち切った学校が数校ありましたが、他には大きな影響はありませんでした。

6 月 6 日に、北朝鮮ミサイル着弾シミュレーション訓練に参加しました。北朝鮮が ICBM の打ち上げに成功したという情報もある中、現在は若鳥丸が実習航海中で、逐次確認をしており影響はありませんでしたが、本当に憤りを禁じ得ないところです。ミサイルが何発も打たれていきますので、慣れてくるという面もあるのですが、脅威のレベルが段々上がってきていると言えます。今回は、万が一の不測の事態に備えて、ミサイル発射があった際に鳴る Jアラートのシステムが学校子どもたちにも届くのかという確認や、その場合の避難、安全確保の行動等の確認も含めた図上での訓練を実施しました。引き続き、町村によっては実際に住民の避難訓練を計画するところもあると聞いていますが、こうした訓練を通じて不測の事態への備えを万全にしていきたいと考えているところです。

6 月 7 日には、21 世紀型学力検討委員会を実施しました。若干大上段に構えたような名前なのですが、高校と大学の接続のシステムが改革されることに対し、鳥取県の高校生の学力をどう高めていくかといったようなことを、現場の校長らが中心となって検討するというものです。ちょうど委員会開催前の 5 月 16 日に、文部科学省から高大の接続システム改革の方針案が示されており、それについての対応を検討しました。詳しくは後程の報告事項の中で報告させていただきますが、特に平成 32 年から始まる大学入学共通テストの中で、英語においてスピーキングが求められる能力の中に入っており、英検等の民間の試験を活用するという方針が示されていることに対し、色々な資格試験の結果を公平に扱うことの難しさや、それに伴う受験料等の保護者の負担等が意見として出されました。これらについて、国に配慮を求めるべく、現在も要望してい

るところですが、今後も要望するようにしていきます。今後も、継続的な情報収集や対応策の検討を実施し、受験生や学校現場が混乱しないように対応を進めていきたいと考えています。

9日から月末にかけて、6月県議会が開催されました。冒頭の議長選から非常に波乱含みの議会となり、総務教育の常任委員会においてもメンバーが全員交代となりました。そうした中、自由民主党の松田議員の代表質問をはじめ、14名の議員から、教育関係の質問をいただきました。

松田議員からは、主権者教育について、現在少しずつ話題に上っている憲法改正の国民投票も視野に入れての教育をする必要があるのではないかとということ、高校の入学選抜試験について、文部科学省からインフルエンザ罹患対応として追試等も検討するようという内容の通知が出ていることに対する対応についての質問がありました。また、知事への質問の中に、全国学力学習状況調査の地区別の結果について、データを県民に示して議論するべきではないかという質問がありました。鳥取県の姿勢としてはデータをオープンにするようにしているところですので、今後、結果のデータの出し方、8月の終わりに出てくる結果についての取り扱いについて、また議論をさせていただきたいと思っております。

民進党の興治議員からは、教員の働き方改革について、特に義務教育の小中学校の先生方の長時間勤務の状況について、県立学校で昨年の9月に実施、公表した実態調査のように、実態をしっかりと把握して取り組むべき、特に超過勤務が80時間を超える者の面談実施等の対応について把握して対応するべきだという質問がありました。小中学校の県費負担教職員のサービスの監督権限は、一義的には市町村教育委員会にあり、県教育委員会がどこまで取り組んで行くのかというところが問題としてあるが、任命権者としての責任はあるので一体的に取り組むことにしている、と答弁をさせていただいたところです。他にも長谷川議員、川部議員からは、県立美術館の整備の進め方について議論をいただきました。その他のやり取りも含め、資料を別添でお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

6月29日には町村の教育長との会議に、7月3日には中学校長会との教育懇談会に参加し、先程の県議会での議論の内容等について、一緒になってしっかり取り組んで行きましょう、という話をさせていただきました。特に、中学校長会との教育懇談会については、通常だと中学校とのやり取りには市町村教育委員会が間に入るため、現場の生の声を聞く機会がなかなか無い中で、直接校長先生から話を聞ける機会であり、私どもも大切にしている会です。その中で、加配教員の活用の在り方について、現在は目的があってそれに沿う場合に加配をしているのですが、その目的の縛りが強すぎると活用しづらいので、そこを若干緩め、融通が効くようにすることでより活用できるのではないかという意見や、今年の春から高校で導入している部活動指導員について、特に部活動が中学校の先生方の超過勤務の主たる原因となっている中で、中学校にも導入することが必要ではないかという意見がありました。こうした意見も活かしながら、今後も検討を進めていきたいと思っております。一般報告は以上です。

本日2件の議案を提案しております。議案第1号は、鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針についてということで、かねてから改定案について検討し、パブリックコメントの実施等の手続きを踏んで進めてきたところですが、この度、教育委員会としての議決をいただくとするものです。議案第2号は、鳥取県文化財保護審議会の諮問についてということで、保護文化財1件、天然記念物1件を県指定の保護文化財、天然記念物に指定するに当たり、文化財保護審議会の意見をうかがうべく、諮問を行うというものです。よろしくご審議の程、お願いします。

3 議 事

(1) 議 案

○中島委員長

では、議題に入ります。本日の署名委員は、坂本委員と佐伯委員にお願いします。
議案第1号について、説明をお願いします。

議案第1号 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針について

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

議案第1号、鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針について、審議をお願いしたいと思います。これまでも方針案について、いじめ・不登校対策本部会議、いじめ問題対策連絡協議会等で協議いただき、その報告の中で委員さんにも意見をいただいております、その都度修正を加えてきたところです。更にパブリックコメントを実施したところ、35名の方から101件の意見をいただき、そのうち31件の意見を改定案に反映し、方針案を作成しました。

作成した方針案をご覧ください。大枠は、これまで協議いただいた内容と同様です。大きな変更点を中心に説明させていただきますと、13頁の重大事態への処理等の中の(3)地方公共団体の長による再調査等という項目の中の鳥取県いじめ問題検証委員会の設置等について、人権局と協議を行いながら内容の修正を行いました。また、14頁の(7)調査結果の公表、公表の方法等の確認についてという項目を追加しました。

本日議決いただきましたら、市町村教育委員会、県立学校等に通知を行い、各学校において、各学校の学校いじめ防止基本方針の改定作業を行っていただくという流れになっております。また、7月28日には、いじめ問題に関する行政説明会を開催し、県内全学校の管理職と市町村教育委員会の担当者にご参加いただき、文部科学省から説明をしていただくとともに、県のいじめ防止に関わる方針を説明させていただこうと考えております。以上です。

○中島委員長

今回議案となっている改定案は、先日議論した改定案に、パブリックコメントの内容を反映したものだという理解でよいでしょうか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

はい、そうです。

パブリックコメントの意見について、内容に反映した意見が31件と申し上げましたが、その多くは重大事態に関わる対応についてのものです、先ほど説明申し上げたとおり、検証委員会の設置等の内容に反映しております。また、無記名アンケートについてはもっと具体的に内容を提示すべきだという意見等があり、今後の検討課題として参考にしております。他に、どの段階でどう取り組むのかが具体的に分かって良いとか、それぞれの教員が意識を持ち、組織として対応できるように書かれていて良いといった、応援していただくような意見もありました。

○中島委員長

この方針を今回作成した後、何年後にまた見直すという予定は具体的にはあるのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

国の方では、状況の変化に対応すべく、3年ごとをめぐりに改定を実施しており、今回の方針の改定も、その国での改定を受けて県でも改定を行っているものです。ですので、今後はまた3年後をめぐりに改定を検討することと思います。

○佐伯委員

今後、方針の内容を校長等に説明する機会があり、その後各学校で全職員に共有され、今後の進め方について共通理解が図られていくようになると思うのですが、実際にアンケートの実施等学校で運用されていくと、現場の方から、「この方法で良かった」「もう少しこうするほうがやりやすくなる」という声が上がってくると思います。そういった、運用の中で出てきた課題や、万が一事故が起きた際の対応の結果についても検討し、その3年後の改定の検討の際に活かせるようにしてほしいと思います。

○中島委員長

今後、そういった現場の声をフィードバックする手順はどのようになるのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

まずは各学校でこの方針を手元に持って対応していただき、今後の研修等の機会でこの内容等について話をする機会の中でも実態を把握するようにしたいと考えています。

○山本教育長

今回、無記名アンケートの実施を方針に追加したのもそうなのですが、いじめ問題対策連絡協議会という、現場の校長、教育委員会、その他関係の機関の方々が集まっているいろいろな意見を交換する機会があり、その中で方針についても検討されます。改定後の運用の中で課題があれば、この協議会で意見を出していただくことも可能ですし、他の様々な場面も活用して意見を出していただき、より良い方向に改善するようにしたいと思います。この方針を作って、対応が完璧だということでも無いですし、作成したからうまくいくということでも無いので、今後PDCAサイクルを回しながらよりよい制度運用をしていく必要があると思います。

○鱸委員

特に小学校の担任の先生にとって、これから色々な仕事に加わる中で、この方針に沿った対応は更なる負担の増加になると思いますので、その負担を軽減するための対応も必要だと思うのですが、その対応についてはどう考えていらっしゃいますか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

組織的な対応を行う中では、会議を精選して実施することが、教職員の負担軽減のためにもいじめの防止のためにも大切だと考えておりますので、今後、会議の方法について、ケース会議の案を示す等により、負担が少なく、効果的な運用をできるようにしたいと考えています。また、各学校に情報を集約する担当者を置くようにしておりますので、ここが機能することにより、会議の回数や実施方法、会議の前の準備方法が整理され、負担が大きくなるようにしたいと考えています。これも、動き方等についてサンプルを示していきたいと考えています。

○中島委員長

いじめについて、これまでは教育現場において異常な、特別な事態だという認識で進んできたところ、今般あらためて、起きてはいけないことではあるものの、人間関係の中では起こり得ることであり、一つの教育のための機会として捉え、組織的な対応を行い、それにより子どもたちや集団が成長していくものであるという認識で定着してきていると感じます。起きてはいけないことですが、何かが良くなっていく契機とできるよう、組織で対応し、うまく回るようにしていければいいと思います。

○佐伯委員

情報を集約する担当の方の連絡協議会のようなものはないのでしょうか。

○三橋いじめ・不登校総合対策センター長

今すぐを実施することは考えてはいないのですが、この担当者は、生徒指導主事、教育相談担当、教頭先生らが担当されると思いますので、それぞれの職務に係る研修会の機会は既にあり、その機会の中でこの方針への対応についても話ができる機会を持てるようにしたいと考えているところです。

○佐伯委員

中学校区といった規模でもいいと思いますので、身近な対応について、実施している事例や、うまくいった事例、気を付けるべきポイント等、出し合って共有するようにすると各学校の担当者も実施しやすくなると思います。

無記名アンケートについてですが、児童が正直なことを書くのは、とても勇気がいることだと思います。書いたことにより、学校の上手な対応によって、学級の中の間人間関係が改善する等、配慮されたようなことがあると、書いて良かった、サインを示して良かった、となると思うのですが、逆に特段の対応をされなかったり、すぐにおおっぴらにされたりすることで児童の心が引いてしまうと、それ以降は児童も適当に答えたり、反応しなくなったりすると思いますので、対応は非常に重要だと思います。だからこそ、事例の共有もしっかりとする必要があると思います。

○中島委員長

大事なことだと思います。まさに、運用面での感覚の共有ですよね。

では、そういったことについても、色々気を付けて運用していただくよう、お願いしたいと思います。

内容については、これでよろしいでしょうか。（賛同の声。）

では、原案のとおり決定いたします。

議案第2号 鳥取県文化財保護審議会への諮問について

○中島委員長

続いて、議案第2号について説明をお願いします。

○片山文化財課長

第2号、文化財保護審議会への諮問について、説明させていただきます。今回は、2件について、諮問したいと考えております。

1件目は、保護文化財の智頭枕田遺跡出土縄文時代遺物についてです。これは、智頭町保健・福祉・医療総合センターの建設に先立ち、平成14、15年に智頭町教育委員会が実施した発掘調査によって発見されたもので、竪穴住居跡が多数発見され、西日本でも最大級の縄文集落と評価されています。ここから出土した土器の破片を、復元、整理し、調査を進めたところ、縄文時代の早期から晩期までのものであることがわかりました。非常に良好な状態のものがあり、東日本から持ち込まれたと思われる土器もある等、当時の交流や祭祀の様相を知る上で重要だという評価ができるということで、この度、文化財保護審議会に諮問し、調査を行い、文化財として指定しようとするものです。

2件目は、日南町にある、天然記念物の多里層ノジュール列についてです。日南町の多里という地区で見える地層で、資料の中の写真にあるように、丸い模様が列になっているもので、地元では目玉石と呼ばれているそうです。多里の周辺は1600～1500万年前は海でしたので、他にも多様な海の生物化石群が見られます。今回諮問するノジュールという塊の列については、形、その大きさ、数量、並び方などが珍しく、貴重な文化財であるということで、この度天然記念物として指定しようとするものです。以上です。

○中島委員長

1件目について、4千年前というような時期は、どのようなことからわかるのでしょうか。

○片山文化財課長

地層の調査を実施すると、出土したものの特徴により、遺跡の時代がわかります。

○中島委員長

出土した土器には縄の模様が無いように見えるのですが、それでも縄文時代のものだということになるのですね。

○片山文化財課長

縄目の模様のある土器がたくさん出土したので、縄文時代と呼ばれておりますが、当時の土器にも色々な種類がありますので、模様の無いものもあり、他の特徴から縄文時代のものだとわかります。

○若原委員

県内に、縄文時代の遺跡は他にもあるのでしょうか。

○片山文化財課長

他にもありますが、これだけ大きな規模の集落跡が見つかった例はありません。

○坂本委員

この出土品は、智頭町に保管して置かれるのでしょうか。

○片山文化財課長

はい、4月にオープンした、智頭町の埋蔵文化財センターで保管されます。

○中島委員長

2件目について、「多里」というのは地名ですか。

○片山文化財課長

はい、そうです。

○佐伯委員

山奥の方にあるのに、これに気付いた人もすごいと思います。

○片山文化財課長

この地層は、山の中でも分かりやすいところにあり、地元では昔から知られていたようです。昭和61年には、日南町の天然記念物に指定されています。

○鱸委員

保護審議会に諮問すると、審議会でどのように審議されるのでしょうか。また、その審査の結果、県指定には該当しないとなるケースもあるのでしょうか。

○片山文化財課長

審議会では、それぞれの部会があり、そこで審議された後、全体会で審議されるという流れになります。例えば天然記念物については、天然記念物部会という部会の中で地学の専門の先生が調査結果を審議します。その後、全体会で報告され、また違う分野の先生が違う角度から質問し、議論されます。

その結果、該当しないということになることも形式としては当然あり得るのですが、実際には下調べをしており、その中である程度の希少価値が見出せるだろうと判断できるようになったものを諮問しておりますので、ほとんどの例で該当という答申をいただいています。

○中島委員長

よろしいでしょうか。（賛同の声。）

それでは、議案第2号についても、原案のとおり、決定といたします。

(2) 報告事項

○中島委員長

続いて、報告事項に移ります。始めにまとめてご説明をいただきます。報告事項アからエについて説明をお願いします。

報告事項ア 平成29年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について

○音田小中学校課長

報告事項ア、平成29年度鳥取県教科用図書選定審議会の第1次、第2次答申について、報告させていただきます。4月の定例教育委員会で議決いただき、鳥取県教科用図書選定審議会に対

して6項目について諮問を行いました。それに対して、第1次答申として4項目について、第2次答申として2項目についての答申がありましたので、報告させていただくものです。

第1次答申では、平成30年度から小学校で教科化の先行実施が始まる、特別の教科 道徳について、小学校教科用図書の採択基準、特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択基準、県の教育委員会が行うべき役割等について答申いただいています。配布している資料の1頁から5頁までが第1次答申の内容です。

その後、教科用図書調査員が、審議会での方針に従って、各出版社から出版されて検定を通った特別の教科 道徳の教科書について、小1から小6までのものを1社分ずつじっくり調査し、それぞれの特徴を項目ごとに分析した資料を作成し、審議会で協議されたものを、教科用図書の選定に必要な資料として、第2次答申で答申をいただいています。詳しい内容は、小学校教科用図書の選定に必要な資料が、配布している資料の7頁から15頁までに、特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の選定に必要な資料が、配布している資料の16頁から20頁までに記載してございます。

資料の22頁に教科書採択の制度の概要として、今後の流れを示しております。ちょうど本日が道徳の教科用図書の一般展示会の最終日で、通常、国では展示会の期間は2週間のところ、県では4週間の期間を設け、県内10カ所の校区の郡市ごとの図書館に、教科書センターとして一般の方々も閲覧できるように展示をしております。市町村教育委員会等に対しては、既に、6月19日付けでこの答申の結果や資料を送っており、東・中・西部の地区ごとに設けられる採択地区協議会において調査員が選定され、資料を元に実際に使用する教科書等を再度吟味しながら選定していくという手順となります。7月末から8月上旬ごろに採択地区協議会で決定され、8月末に、正式に来年度の使用教科書が決定するという流れになっています。以上です。

報告事項イ 21世紀型学力検討委員会の開催について

○徳田高等学校課長

報告事項イについて、先日開催した21世紀型学力検討委員会の概要を報告させていただきます。5月16日に文部科学省が「高大接続改革の進捗状況」を公表したことに伴い、今年度の第1回目の検討委員会を、6月7日に県庁で開催しました。この検討委員会は、主に高大接続改革への対応を検討するために昨年6月に設置した委員会で、県内の高校の校長先生方7名と事務局職員で構成しております。今年度第1回においては、平成32年度から始まる「大学入学共通テスト」及び「高校生のための学びの基礎診断」について、意見を伺いました。

「大学入学共通テスト」については、文科省が公表した内容に大きく二つのポイントがあり、英語において民間資格や認定試験を活用するというもの、国語と数学において記述式を導入するというものでした。英語における民間資格等の活用に対しては、英検を活用する場合の日程調整が必要であるという意見や、段階別評価が入試の評価に適さないのではないかという意見や、経済的支援が必要ではないかという意見がありました。記述式の導入については、文科省からモデル問題例が公表されたのですが、それに対し、日ごろの授業の抜本的改革が必要ではないかという意見、そのための教員用指導案の全県での共有が必要ではないかという意見がありました。

「高校生のための学びの基礎診断」については、文科省が公表した内容によると、民間試験等を文科省が認定し、学習成果を測定するためのツールとするという仕組みを作るようなものです。これに対して、進学や就職の際の試験にこの基礎診断が使われるのは反対であるという意見や、学校の序列化につながるような結果の公表は避けてもらいたいという意見がありました。

教育委員会として、検討委員会の開催後の6月13日に文部科学省を訪問し、この21世紀型学力検討委員会でもいただいた意見等を含め、教育長名で高大接続の担当者に要望を行ったところです。文部科学省としても、様々な要望やパブリックコメントを参考にしながら、今年度の早い時期に実施方針を策定することでしたが、6月末には策定したいと言っていたものの、今日現在も公表されていない状況です。教育委員会としても、国の動きや方針を注視しながら、今後の対応について検討を続けていきたいと考えているところです。以上です。

報告事項ウ 「サポートの必要な家庭の現在（いま）を知るための講座」の開催等について

○福本図書館長

報告事項ウ、サポートの必要な家庭の現在を知るための講座の開催等について、報告します。県立図書館では、本年度から生活困窮家庭等のサポートの必要な家庭を応援するための事業をスタートしており、その最初の取り組みとして、社会の現状や課題について学ぶために職員の勉強会を開催しましたので、それについて報告します。

第1回目の勉強会を5月11日に実施し、「NPO子ども・らぼ」の岡さんに講師として来ていただき、「学習支援施設・子ども食堂から見える子どもたちの現在」について講演をしていただきました。岡さんは、鳥取市の人権文化センターで子ども食堂を運営されているNPO法人の元代表の方なのですが、実際に子どもの貧困問題を身近に感じておられ、子どもたちの現状や家庭の現状について説明していただきました。図書館職員の他にも、昨年度に福祉保健部が中心となって県全体で取り組んでいる低所得者の暮らし安心対策チームに図書館も参加している関係から、福祉保健部の職員やソーシャルワーカーの方々にも参加していただきました。

参加者の感想の中に、図書館を第三の場所として知ってもらえる取り組みを考えるべきだというものもありましたが、講師をお願いした岡さんに、7月27日に倉吉で開催する鳥取県図書館大会にも参加していただき、別紙で配布しているチラシのとおり、記念講演の後に「子どもたちのサードプレイス ～図書館の可能性～」というテーマで山田図書館協会会長らと鼎談を実施することを予定しており、図書館と、子どもたちの貧困対策に取り組む現場の方との話し合いを持ちたいと考えているところです。マスコミにも関心を持っていただいております、当日は取材が入る予定です。

第2回目の勉強会を6月8日に実施し、いじめ・不登校総合対策センターのスクールソーシャルワーカー事業のスーパーバイザーの福島史子さんに講師をお願いし、「子どもを支え続けてきたことで見えてくる日本と鳥取県の現在」について講演をしていただきました。豊富なデータを元に、貧困問題の現状、生活困窮家庭、子どもたちが抱える課題等についてお聞きしました。この日は市町村のソーシャルワーカーなど、幅広く参加があり、参加者からは、今後それぞれの持ち場で何ができるか考えてみたいというような感想がありました。当日はテレビ等の取材があり、ニュースを見た県内の小学校図書館職員から、もっと詳しく知りたいという問い合わせがありました。また、この講演の後、福祉保健部から、7月3、4日に東・中・西部で開催される生活困窮者の自立支援会議という催しへの参加の誘いがあり、図書館も参加する等、この講座をきっかけとしてまたネットワークが広がっているように感じております。

今後の予定を何件か記載しておりますが、9月、10月ごろに図書館の活用法について考えるセミナーを開催する予定で、その際にはまたご案内したいと思っております。以上です。

報告事項エ 地域と共に創るとっとり人権教育事業（3年目）の取組状況について

○影山人権教育課長

報告事項エ、地域と共に創るとっとり人権教育事業の3年目の取組状況について、報告させていただきます。この事業の目的は、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止等のための効果的な研究実践を行い、その成果を人権教育プログラム集にまとめて県内に普及させるというものです。実施概要は、資料にありますとおり、平成27、28年度に引き続き、作成協力校である岩美北小学校、上灘小学校、箕蚊屋小学校、鳥取西中学校、後藤ヶ丘中学校の5校に協力していただき、大きく分けて3つの取り組みを連携して行うというものです。

1つ目の取り組みは、作成協力校において、学校でのいじめを未然に防止するような、すべての児童生徒が参加して活躍できる授業の工夫についての研究を、共同研究者の大学教授のアドバイスを受けながら、実践するというものです。各学校での研究の視点を資料に一覧で記載しておりますが、いずれも参加型の授業に取り組んでおられます。既に6月中に第1回目の授業研究会を実施した学校が4校あり、今後も継続して実践していく計画となっています。

2つ目の取り組みは、保護者向けの人権教育プログラムを、市町村の人権教育推進員と県の人権教育アドバイザーから成る作成委員会で作成し、その作成協力校の保護者を対象にした研修会を行うというものです。各学校の研修プログラムの案を一覧で記載しておりますが、例えば、倉吉市の上灘小学校では、「かけがえのないあなたたちへ（その3）」というタイトルで、いじめの加害者の保護者の思いに迫る、という内容のプログラムを作成しております。ちなみにこのグループは、1年目はいじめを見ている傍観者の子どもの保護者について、2年目はいじめられている子どもの保護者について、という内容で実施しております。まず、6月6日に作成委員会の全体会を開催し、そこに大阪教育大学の岡田教授を招いて、人権教育プログラムの作成について学んでいただきました。その後それぞれのグループでプログラムを作成し、8月24日に開催する第2回の作成委員会で全体会を開催し、それぞれのグループで作成したプログラムを発表していただき、岡田教授からアドバイスをもらって、プログラムを完成させるという流れになります。その後、各作成協力校で9月以降順次、PTA人権教育研修会を実施する予定としております。

3つ目の取り組みは、昨年度作成した保護者向けの人権プログラムを活用し、県内の、作成協力校以外の学校で希望した学校の保護者を対象に、ファシリテーターを派遣し、PTA人権教育研修会を実施するというものです。現時点で実施が決まっている学校を資料に記載しており、今年度は20団体での実施を予定しているところ、現在16団体での実施が決まっております。

教育委員の皆様で、授業研究やPTA人権教育研修会をご覧になりたい方がいらっしゃいましたら、日程をご覧いただき、事前に人権教育課にご連絡いただければ、ご覧になれるように手配したいと考えております。報告は以上です。

○中島委員長

ありがとうございます。報告事項アからエまで報告していただきましたが、これに対しての質問、ご意見をお願いします。

報告事項アについて、基本的な質問になるのですが、この教科名が、「特別の教科 道徳」となっているのはどういう意味があるのでしょうか。道徳の他にも特別な教科があることを想定したりしているのでしょうか。

○音田小中学校課長

特別の教科は、道徳だけで他のものはありません。

道徳教育は、子どもの道徳性の涵養や実践力の育成を目的としたもので、実際にその道徳の授業を通してこういうものを身につけるといふもので無く、学校教育の全教科、全領域を通して、あるいは学校外の活動で養っていくものだという考え方から、教科とはなっておらず、道徳の授業においても、副読本や担任の先生らが学校の状況に応じて選んだ教材等を活用していました。今後は、道徳教育の理念は変えないものの、道徳を教科とし、検定済みの教科書を使って、教科の内容項目に沿って年間35時間の授業を行うこととするようになりました。ですので、教科書の内容の定着を図るような他の教科とは違うというこれまでの道徳教育の流れを受け継ぐため、このような名前が使用されていると理解しています。

○中島委員長

道徳の教科の評価の仕方はどのようになるのでしょうか。

○音田小中学校課長

道徳の教科については、評価をするのはそぐわないという考えから、小学校、中学校でも数字による評定は実施しませんので、観点別に評定をするのではなく、記述によって、どういう反応をしたとか、こういった場面で子どもたちの考えが深まった、というように児童の様子を主に肯定的に捉えて評価していくかたちになると思います。

○若原委員

進学の際の判定資料には使われないのでしょうか。

○音田小中学校課長

進学の際の判定に使用される調査書の中には、特別の教科 道徳について記述する欄が設けられますので、そこに何か記述することになります。ただ、評定は行わないので、数字で無く、記述で表現します。

○坂本委員

道徳の授業で、教科書の他に副読本を使用することは想定されているのでしょうか。

○音田小中学校課長

学校の裁量の中で担任の先生等が他の教材を使用することはあると思います。地区の教材や他の状況での検討をするための教材を使用するようなことがあると思います。それぞれの学校や担任ごとの状況があると思いますので、副読本を共有することは考えにくいです。

○坂本委員

報告事項イについて、高大接続改革というのは受験のためだけのものなのでしょうか。

○徳田高等学校課長

高大接続改革は、受験に関するものだけではありません。

○坂本委員

21世紀型学力検討委員会の委員に大学の先生は入らないのでしょうか。

○徳田高等学校課長

はい、高校の校長先生方が中心で、大学の先生等はいりません。

○若原委員

高大接続というのは、高校側だけが検討したらいいということでは無く、大学側も検討する必要があります。高校と大学が一緒になって検討するような場所は無いのでしょうか。

○徳田高等学校課長

検討という場所は無いのですが、意見交換を行っており、鳥取大学、島根大学と意見交換を実施しています。

○中島委員長

21世紀型学力検討委員会は、何回開催されるのでしょうか。

○徳田高等学校課長

明確に回数を決めているわけでは無いですが、昨年度は2回開催しました。今年度も、先日に1回目を開催しましたが、もう一度開催したいと考えております。

○中島委員長

21世紀型学力検討委員会という壮大なタイトルに対して、高大接続改革という、割と小さな部分で議題になっているという印象があります。現在、文科省も21世紀型学力と非常に壮大なことを言っている中、その課題設定と現場での実態をどうつないでいくかということとはとても重要なテーマだと思います。21世紀型学力検討委員会を設置されることは非常に好ましいことだと思うのですが、どう現場とつないでいくかということに関し、もう1段多角的な検討がされるようにしていただけると、現場の混乱は少なくなりますし、実りが多くなるのではないかと感じました。

○徳田高等学校課長

現在、話題として高大接続というのがタイムリーに出たので、今年度の1回目はそれを中心に話をしたのですが、他の動きとして、21世紀型学力検討委員会で、下部組織としてワーキンググループを組織しています。現在は、アクティブラーニング研究ワーキンググループを立ち上げており、それ以外にも現場の教員を中心とした教育課程研究に関するワーキンググループ、基礎力強化に関するワーキンググループの立ち上げについて検討しているところです。今後、こちらでの検討の中で、より現場に直結した意見交換ができると思います。

○中島委員長

ぜひ、またその様子も教えていただけるとありがたいです。

○若原委員

高大接続改革は、どうしても入試のところに関心が片寄ってしまいがちになるのですが、本来はそうではなく、高校・大学の教育の内容、方法について全体を見直し、その上で接続の仕方、入試の在り方も検討しようということだと思います。高校側は、非常に真剣に考えておられると思うのですが、大学側はどうかのでしょうか。意見交換等の機会ではどのように感じられるでしょうか。

○徳田高等学校課長

大学も一生懸命考えておられると感じます。今年度、今後も意見交換の場がありますので、高校側の意見も出しながら情報交換をしたいと思っております。おっしゃるように、大学側の改革、高校側の改革、そしてそこを結ぶ入試の改革という3本の柱があるということをきちんと認識しながら進めていきたいと思っております。

○中島委員長

後で、大学入学共通テストのモデル問題例を見せてください。

高校生のための学びの基礎診断というものは、どういうものなのでしょうか。

○徳田高等学校課長

文科省が考えているのは、民間で実施する試験を認定し、それを使って学力の診断を行うという形で、特に問題を文部科学省が作成するというものではありません。例えば、現在ベネッセが基礎力診断テストを実施しておりますが、そういった民間の試験がいくつかありますので、それを使って高校生の基礎的な力を診断してそれを学校側にフィードバックし、この部分の力が足りないから、こういう対応、強化が必要ではないか、と学校の中でPDCAを回しながら、学校の改革と併せて生徒の力も付けていくというようなものです。

○中島委員長

それに対して、委員会の中で、進学や就職試験に活用されることが反対だという意見が出たのですね。使っても問題が無いようにも思うのですが、なぜ反対なのでしょうか。

○徳田高等学校課長

民間の試験は何種類かありますので、それぞれによって評価の違いがあること、診断を受けるには当然お金が必要になるため経済的な負担の部分があること等のためです。また、この制度自体がまだ明確になっておらず、全員受ける必要があるのか、任意なのかということもわかっていない状況です。

○中島委員長

それが意見の中にあった、生徒が受験料を負担するのであれば、生徒のためにならなければならないということなのですね。自分が高校生の時には、進研ゼミの試験等を自分の負担で受けていたという記憶がありますが、それと同じことでしょうか。

○佐伯委員

小中学校の学力テストは、義務で受けさせるので子どもたちはお金を払いませんが、高校でも学力診断として全員受ける必要があるなら、その高校版のようなものと捉えることもできますね。

○中島委員長

まだ大事な部分も決まっておらず、かなりもやもやとしたものだということですね。それでも、この考え方は導入されることが決まっているのでしょうか。

○徳田高等学校課長

はい、平成31年度から導入するということが決まっています。

○事務局（高等学校課）

補足させていただきますと、平成31年度からの導入は決まっていますが、実施は義務では無く、実際に学校で実施するかどうかの判断は、各学校に委ねられます。何種類かある試験のうち、どの試験を選ぶかということもばらばらですし、実施しないという学校もあるかもしれません。その中で、県立学校の対応について、県としてどう取り扱うのかというスタンスを決めていく必要があると考えています。

○鱸委員

高校の先生が生徒の基礎学力を知るツールはどういうものがあるのでしょうか。学校で実施するテストが当然あると思うのですが、それに民間の試験の結果を組み合わせでより客観的な評価をできるようにするというものなのでしょうか。

○事務局（高等学校課）

現在既に、多くの高校で、ベネッセが実施する基礎力診断テストという試験を受けています。その中で、受験料が1回3千円程度で、保護者の負担が大きいという理由から実施をやめる方向の学校もあります。このように取り組みが学校ごとで異なっているものを、国として共通のテストを認定し、同じような指標でカリキュラムマネジメントしていこうという流れの中で検討しているものです。

○鱸委員

私たちの世代の時は、旺文社テストという、全国での順位が出てくる試験を実施し、その結果に応じて受験する大学を決めていくというものを実施していた記憶があります。ですが、今回のものは、入試には使わないということですね。

○高等学校課（事務局）

基礎診断テストについては、現時点では入試には使わないという考えです。平成31年度からが試行で、平成35年度から正式な実施になるのですが、試行期間の様子を見て、正式の実施の内容を決めることとなりますので、正式な実施の際に入試や就職試験の場でも使うという話になるのかもしれませんが、まだ分かりません。

○中島委員長

入試に英語のTOEICやTOEFLを使用するという流れがありますが、これも同じようになるかもしれないですね。

○事務局（高等学校課）

はい、その可能性も0ではないということです。

ただ、あまり入試の方には使わないようにしたいというのが、全国的な動きではあります。

○山本教育長

かつて、大阪府で全国学力学習調査の結果を入試に使おうとして、大変もめたということがありましたが、今後、同じような話が出てくる可能性があると思います。

○中島委員長

大学入学共通テストに英語の民間の試験を活用することについて、意見の中に、「ほとんどの高校生は、6段階のうち2段階くらいにしか入らないのではないか」というものがありますが、これはどういうことなのでしょう。

○徳田高等学校課長

民間の試験を使用した結果を、段階別評価として6段階に分けて評価するというものです。英検での級や、TOEICの点数を、6段階の評価に換算して評価します。そうすると、評価が6段階のうち、平均的な2段階くらいに集中するのではないかと、ということです。

○鱸委員

報告事項ウについて、実際に子ども食堂を利用される方は、どのように参加されるのでしょうか。

○福本図書館長

利用されるきっかけは色々あり、NPOの子どもラボが実施しているものも、地域で事情が異なっています。例えば自主的に子どもたちへの学習支援を実施していた地域においては、それと子ども食堂を一緒に実施する形でスタートしており、そこへの参加は、ネットワークの中で子どもたちの事情を知っておられるメンバーの方が個別に声をかけたりしていると思います。子ども食堂の活動を知らないために、手を差し伸べられていない子どももいますので。

また、図書館について、使用が無料だということを知らない子どもがいるという話も聞いたことがあります。まずはこういった存在を知ってもらうことから始めることが必要だと思いました。

○中島委員長

図書館が無料だということを子どもが知らないと言うことは、親が知らなかったということでしょうか。

○福本図書館長

はい、親と子どもで図書館に足を運ぶという習慣が全く無いという家庭もまだまだあります。

○中島委員長

報告事項エについて、学校での研究の観点が、①「人権としての教育」②「人権についての教育」③「人権が尊重される教育」と分かれているのですが、その区別について詳しく教えてください。

○影山人権教育課長

①「人権としての教育」は、道徳以外の、理科や社会の授業を通じて、生徒同士コミュニケーションを良くする、他を思いやる、といったことを体験することを狙いとしたものです。②「人権についての教育」は、道徳を中心に人権について学ぶことを狙いとしたものです。③「人権が尊重される教育」は、①と重なる部分もありますが、それを授業の中での参加型学習等を通じて、人権を尊重した教育をすることを狙いとしたものです。

○中島委員長

直観的に、義務教育課程での教育内容は、全てが「人権としての教育」にあたるとも言えると思うのですが、ここではそういう意味ではないということですね。

○影山人権教育課長

共通する部分はあると思いますが、特に授業の中での他を思いやるような体験をさせるとして整理しています。例えば私が見たのは、中学校3年の理科の授業で、電池の仕組みについての実験をしたのですが、電池の仕組みを5つのパートに分け、5つの小グループを組ませてそれぞれに役割を持たせ、それぞれのグループで自分のパートについて事前に学び、その内容を他のグループに説明し、図に書いていき、全体で一つの図を完成させるというものでした。それぞれの子どもが役割を果たし、それを皆が聞いて理解するという過程の中で、活発にコミュニケーションを取るような授業をしていました。

○中島委員長

人権の問題は、常にホットな問題であり、学校の色々なトラブルの根幹は基本的な人権意識の欠如が原因となっていることが多いと思いますので、こういった教育は非常に大切だと思います。その中で、この教育の観点の分け方が、内容によるものなのか、方向性によるものなのか、また対象が児童生徒なのか、学校サイドなのか、混じってしまっているように感じます。ある程度混じるのは仕方ないと思うのですが、そこを整理していかないと、実施する中で焦点がぼやけてしまいかねないと思います。

○若原委員

私もこの整理について、例えば①「人権としての教育」は、基本的人権である教育を受ける権利に基づく教育で、②「人権についての教育」が、人権意識を高める、親しみ、温もりのある人間関係を作る人権教育だと感じましたので、整理、解釈の仕方がもう少しわかりやすくなると思います。

○中島委員長

どの観点での教育も大切なことだと思うのですが、各学校での取り組み結果を見ると、②「人権についての教育」の観点を取り入れた学校が1校だけだったことが気になります。

この授業は今後も実施していくことだそうなので、引き続きその様子を教えてくださいように、お願いします。

報告事項オからケまでは、省略させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○音田小中学校課長

一点、説明した内容の訂正をさせていただきます。先ほど報告事項アについての説明の中で、入試に使用する調査書について、道徳の評価も記載すると申し上げたのですが、確認しましたところ、昨年7月に文部科学省から通知が出ており、その中で、道徳においては、その児童生徒がいかにか成長したかを積極的に受けとめて励ます観点から行うものであり、個人内評価を行うものであること、入学者選抜や調査書などを気にすることによって、真正面から自分のこととして道徳的価値に、多面的に多角的に向き合うことができなくなる恐れがあるということから、道徳教育の目的等を加味し、調査書には記載しないとされています。調査書には、規定により各教科の評定、出欠の記録、行動の記録、総合所見及び参考になる諸事項を記載するというということになっており、道徳の評価については今後も調査書には記載しないということでしたので、訂正させていただきます。

○中島委員長

わかりました。それを聞いて安心しました。

報告事項については以上でよろしいでしょうか。（賛同の声）。

それでは以上で報告事項を終了します。

各委員さんから他に何かありましたら、お願いします。

4 その他

○佐伯委員

中国五県教育委員会全員協議会の中の議題の1つに道徳の教科化についての対応があり、いただいた資料を見たのですが、来年からもう道徳の評価を実施する必要があるということで、とても気になりました。先ほどの音田小中学校課長からの説明を聞き、受験や自分の評価を意識して、自分の心を素直に振り返ることができない状況になることはなさそうで、安心したところですが、それでも授業の中で子どもの様子を見て評価するというのはとても難しいことだと思います。評価の仕方について、各学校での研究は進んでいるのでしょうか。

○音田小中学校課長

来年度に向けての情報を逐次提供しておりますし、各学校で研究を進めていると思います。道徳の教科過程の研修会もありますので、その中での情報の共有もあると思います。

○佐伯委員

その辺りの教科化に向けた取り組みの状況について、具体的に教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中島委員長

他にございますか。無いようなので、これで閉会とします。

次回は、8月2日の開催でよろしいでしょうか。（賛同の声）。

ご起立ください。以上で本日の日程を終了します。